

京都市告示第 339 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 11 月 26 日

京都市長 門川大作

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	羽束師水5056号	伏見区羽束師菱川町671番地地先 同町610番地の18地先	
2	羽束師水5057号	伏見区羽束師菱川町723番地の4地先 同町713番地地先	

(建設局土木管理部道路明示課)